

令和 7 年度 磐田市公共下水道全体計画及び
磐田市汚水処理施設整備構想変更業務委託特記仕様書

本仕様書は、磐田市（以下「甲」という。）が委託する磐田市公共下水道全体計画及び汚水処理施設整備構想の変更に関する業務委託（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

第 1 章 総則

1-1. 業務の目的

本市の下水道事業は、下水道法第 4 条に定める事業計画の上位計画である全体計画の策定から 10 年間が経過し、この間に本市の公共下水道事業を取り巻く、将来人口や社会情勢、また下水道技術等の環境が著しく変化したことを踏まえ、20～30 年後を目標年次とした長期的な視点から下水道整備の方向性を見直すため、当該計画における汚水処理に関する項目について本業務で必要な変更を行うことを目的とする。

また、併せて当該計画を見直す中で明らかになった汚水処理の現状と課題を踏まえ、汚水処理の未整備区域において最適かつ実施可能な整備手法を明らかにした汚水処理施設整備構想を見直すこととする。

1-2. 適用

業務は、本仕様書に従って履行されなければならない。但し、本仕様書によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲乙の協議により定める。

1-3. 履行期間

業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日までとする。

1-4. 法令等の遵守

乙は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5. 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1-6. 秘密の保持等

乙は、業務上知り得た一切のことについて、第三者に漏らしてはならない。また、情報資産の安全性を確保しなければならない。

1-7. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-8. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって契約約款に定めるものの外、次の書類を提出することとする。また、提出書類の数量及び形態等は、電子データを含み必要に応じて甲が指定するものとする。

- ① 着手届
- ② 業務計画書
- ③ 業務工程表
- ④ 管理技術者・照査技術者選任通知書
- ⑤ 実務経験経歴
- ⑥ 業務完了届
- ⑦ 納品書
- ⑧ 報告書
- ⑨ その他、甲が必要と認めるもの

なお乙が提出した書類の内容を変更しようとする場合は、理由を明確にした上で甲の承諾を受けなければならない。

1-9. 監督員

甲は、業務の適切かつ円滑な履行を目的に監督員を置き、その氏名を受注者に「監督員通知書（様式第8号）」により契約後速やかに乙へ通知する。なお、監督員を変更した場合も同様とする。

1-10. 技術者の配置

- (1) 乙は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有する者とし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1-11. 工程管理及び打合せ

- (1) 管理技術者と監督員は、業務を適正かつ円滑に実施するため常に密接に連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を明らかにするものとし、その内容を管理技術者が文章に記録し、相互に確認するものとする。

- (2) 本業務の実施に向けて「初回、中間（2回以上）、最終」について以下に定める内容の協議を行うものとする。
- (3) 乙は、工程に変更が生じた場合に甲の了承を得た後に速やかに変更工程表を提出しなければならない。
- (4) 管理技術者は、監督員が要請した場合に会議等を開催しなければならない。

1-12. 一般事項

乙は、調査及び計画、設計、図書の作成に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、静岡県県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、該当地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

1-13. 調査及び計画、図書の作成

乙は、甲より貸与を受けた資料、乙が調査収集した事項及び資料、関係者の打合せ結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、令和7年度下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の「標準業務内容」に基づいて計画を作成するものとする。

1-14. 成果品の確認審査

- (1) 管理技術者は、成果物の納品に際し、あらかじめ監督員の確認を受けなければならない。このとき監督職員から指示された訂正等は、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 乙は、管理技術者が監督員による成果物の確認を完了した後、速やかに業務完了を甲に通知しなければならない。
- (3) 業務は、成果物一式を納品の後に行う完了検査の合格をもって完了とする。
- (4) 業務完了後であっても明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵を甲が確認した場合は、乙の責任を持って直ちに該当箇所の修正を行わなければならない。

1-15. 資料の貸与及び返却

- (1) 甲は、乙の申請に応じて業務の実施に必要な資料を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された関係資料等が必要でなくなった場合は、直ちに甲へ返却するものとする。
- (3) 乙は、貸与された関係資料等の重要性を認識し、破損、亡失等事故のないように取り扱いには十分留意する。万一、破損、亡失等させた場合は、乙の責任と費用負担において弁償するものとする。
- (4) 乙は、甲が守秘義務を求める資料について複写してはならない。

1-16. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、成果品に当該文献や資料名等を明記する。

1-17. 関係官公庁等との協議

乙は、関係官公庁等の協議を必要とするとき又は協議を受けるときは、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅延なく監督員へ報告しなければならない。

1-18. 安全管理

(1)乙は、本業務の範囲で現地踏査を実施する際に必要に応じて交通規制をするなど、十分な安全対策を講じるものとする。また、熱中症予防対策において定められた手順を作成し、業務計画書に明示するとともに、従事する作業員に労働衛生教育を行うこと。

1-19. 準拠すべき法令及び図書

本業務は、下記にあげる法令及び図書に準拠して行うものとする。これら以外に準拠する場合は、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(1) 法令

- ① 下水道法（施行令、施行規則）
- ② 地方公営企業法（施行令、施行規則）
- ③ その他関係する法令及び磐田市例規

(2) 図書

- ① 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- ② 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省・農林水産省・環境省)
- ③ 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- ④ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑤ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑥ 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- ⑦ 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- ⑧ 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- ⑨ 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
- ⑩ 新都市計画の手続（都市計画協会）
- ⑪ 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ⑫ 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省・国土交通省・農林水産省・環境省）

第2章 公共下水道全体計画

2-1. 業務の対象

- (1) 計画 磐田市公共下水道事業（污水計画）
- (2) 面積 4,385 ha * 区域は別添図のとおり

(計画区域面積 磐南処理区 4,070ha・豊岡処理区 315ha)

2-2. 業務の内容

業務は、次に掲げる内容について汚水処理の現状並びに将来における問題点及び課題を整理した上で進めることとする。

(1) 基礎調査

(1)-1 現地踏査

① 計画区域の地域特性

地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、河川水路汚濁状況、家屋の状況、既存下水道関連施設の状況、主要地下埋設物状況

② 計画区域の土地利用

土地利用形態の現況、処理場用地状況

(1)-2 都市計画関連資料収集・整理

① 地域特性の整理

地形図(1/25,000, 1/10,000, 1/2,500)、地誌、気象、地質図、ボーリング資料、地下水位資料、道路の現況と計画(種別、幅員、計画施工年次、歩道の有無、地下埋設物等)、鉄道、高速道路、港湾、埋立等の計画

② 都市計画の整理

各種長期計画、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、D I D区域、都市計画用途地域図、土地利用計画、土地区画整理、住宅・工業等団地計画、公園緑地、土地改良(圃場整備事業、農業用水路改良事業等)計画等

(1)-3 污水計画関連資料収集・整理

① 人口、工業生産

(a) 人口の推移等

関連資料、人口統計(行政人口、自然増と社会増、観光人口)、上位(国、県、地方)計画

(b) 人口密度の地域分布

字界図、字別の人口

(c) 工場排水量の現況等

工業統計(製造品出荷額、工場敷地面積、従業員数等)及び工場排水量関連資料、特定施設資料

② 畜産の推移等畜産頭数及び畜産排水量資料

③ 水道施設関係

(a) 上水道・工業用水道の現況と計画

年度別給水量、給水人口、給水対象工場、普及率、計画給水人口と給水量の時間変動、取水地点、井戸調査

(b) 給水種別による使用状況地域分布

用途別(住宅・営業・工場等)給水量、大口(大病院、学校、デパート等)給水量

④ 環境上の規制の整理

(a) 水質環境基準の類型と基準点

処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測量は別途業務）

(b) 放流水質の上乗せ規制、臭気、騒音、振動に関する規制

(1)-4 既存の下水道及びし尿処理の状況

① 流域別下水道整備総合計画及び公共下水道・都市下水路等の既計画資料の整理

② 流域下水道（関連公共都市の場合）計画に関する資料の整理

施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績

③ 既存施設についての必要資料とデータの収集

集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料

④ 下水道類似施設・し尿処理等の状況

⑤ 下水道事業マネジメント実施状況の把握

(1)-5 まとめと照査

① 作業項目における方針の確定・確認と照査

「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査

(3) 基本事項の検討

(3)-1 整備目標

(3)-2 計画区域の確認

① 区域の設定

目標年次における予想市街化区域又は必要対象区域

② 区域の分割

分区の設定

(3)-3 計画フレームの設定

① 計画人口の設定

目標年次における計画行政人口の予測、行政区域の計画値から地区・分区への配分、計画観光人口の設定

② 計画工業出荷額の設定

行政区域の工業出荷額の予測、行政区域の計画値から地区別に配分

(3)-4 汚水量原単位

① 家庭汚水量原単位の設定

生活汚水量の設定、営業用水率を分区別に設定、地下水混入率の設定

② 観光汚水量原単位の設定

宿泊・日帰り客別に設定

③ 工場排水量原単位の設定

④ 水量変動率の設定

日最大率・時間変動率の設定、季節による変化（工場・観光等）の分析・設定

(3)-5 計画汚水量

① 家庭、営業、観光、工場等計画汚水量の算定

分区分別日平均・日最大及び時間最大量の算定

(3)-6 汚濁負荷量原単位

- ① 家庭汚水汚濁負荷量原単位の設定
- ② 観光汚水汚濁負荷量原単位の設定
- ③ 工場排水汚濁負荷量原単位の設定

(3)-7 計画汚濁負荷量

- ① 家庭、営業、観光、工場等計画汚濁負荷量の算定
- ② 処理場流入水質の算定

(3)-8 設計基準の確認

- ① 平均流速公式・粗度係数の設定
汚水管きょについて
- ② 最小管径の設定
汚水管きょについて
- ③ 最小及び最大設計流速の設定
汚水管きょについて
- ④ 管きょの余裕率の設定
汚水管きょについて
- ⑤ 管きょの接合方法の確認
汚水管きょについて、道路等級別及び河川・鉄道等に対して設定
- ⑥ 最小土被りの確認
汚水管きょについて、道路等級別及び河川・鉄道等に対して設定

(3)-9 まとめと照査

- ① 「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査

(4) 汚水管渠計画

(4)-1 平面図

- ① 一般図，幹線区画割施設平面図の作成
全体計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等管きょ記号、区画割線、面積、形状寸法、勾配、路線延長、分区界等

(4)-2 流量計算

- ① 幹線の汚水流下量の算定
面積の測定、幹線各点の流量計算

(4)-3 縦断面図

各区間の管渠の形状、寸法、勾配の決定、縦断面図の作成、伏越しの検討

(4)-5 まとめと照査

- ① 「汚水管きょ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

(5) 提出図書の作成

(5)-1 提出図書の作成

① 報告書の作成

全体計画説明書

② 提出図書の作成

一般図、区画割施設平面図、縦断面図、ポンプ場及び終末処理場の位置図、一般平面図、水位関係図、流量計算書、各種計算書、関係図書

③ 打合せ議事録の作成

(6) 計画協議

発注者との計画協議

2-3. 対象としない業務

(1) 測量、関連管理者協議用図書

(2) 下水道整備基本方針の確認

(3) 雨水計画関連資料収集整理、雨水流出量算定諸元（計画降雨強度、流出係数）の算定

(4) 既設主要水路の概略流下能力

(5) 汚水ポンプ場計画・終末処理場計画

(6) 財政計画の策定

2-4. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 下水道全体計画図書

① 下水道全体計画説明書

A4 判製本 3 部

② 下水道全体計画一般図(汚水)(縮尺 1/10,000 程度)

A4 判製本 3 部

③ 区画割施設平面図(汚水)(縮尺 1/2,500 程度)

白焼き 3 部

④ 主要な管きょ縦断面図(汚水)(縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度)

白焼き 3 部

⑤ 主要な管きょの流量計算書

白焼き 3 部

(2) その他関係図書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第 3 章 汚水処理施設整備構想

3-1. 業務の対象

(1) 面積 4,385 ha (計画区域面積 磐南処理区 4,070ha 豊岡処理区 315ha)
(農業集落排水 西島玉越 11.7ha 敷地 45.4ha)

(2) 人口 11,576 人 (下水道全体計画内 未供用者人口)

3-2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 基本作業の確認

基本事項及び要望事項、策定方針の確認

全体計画未整備区域の確認、事業計画未整備区域の確認、提供データの面積集計、計

画値との整合性確認

(2) 基礎調査

(2)-1 現地踏査

地理的、地形的特性の把握

(2)-2 資料収集・整理

- ① 污水处理施設の整備の現況と関係計画の策定状況
- ② 人口、家屋数の状況と見通し
- ③ 水環境の現況等
- ④ 土地利用の現状と見通し

(2)-3 構想に用いるフレーム値等の予測

- ① 将来人口
- ② 将来家屋数
- ③ 計画汚水量原単位

(2)-4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(3) 検討単位区域の設定

(3)-1 既整備区域等の把握・設定

- ① 既整備区域等の把握
- ② 既整備区域等の設定

(3)-2 既整備区域等以外の検討単位区域の設定

既整備区域等以外の設定

事業計画区域における新たな未整備区域の設定

(3)-3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(4) 処理区域の設定

(4)-1 集合処理・個別処理の判定

公共下水道計画区域内の集合処理・個別処理の判定

- ① 検討単位区域毎における将来人口等の設定
- ② 既存施設の状況の把握
- ③ 経済性を基にした集合処理・個別処置の判定

(4)-2 集合処理区域の設定

業務目的に則った経済性を主にした検討

- ① 集合処理区域（既整備区域等を含む）と個別処理区域の接続検討
- ② 集合処理区域（既整備区域等を含む）同士の接続検討
- ③ 総合的判断による集合処理、個別処理区域の設定

(4)-3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(5) 整備・運営管理手法の選定

(5)-1 事業手法の選定

(5)-3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(6)整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

(6)-1 持続的・効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定

- ① 事業実施優先度の検討
- ② 概算事業費の算定
- ③ 事業実施可能事業量の検討
- ④ 整備計画のとりまとめ

(6)-2 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(7) 住民関与と進捗状況等の見える化

(7)-1 住民の意向の把握

- ② 住民意向の把握・反映
- ③ 住民へ公表する計画(案)の公表資料作成

(7)-2 進捗状況の見える化

(7)-3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認と照査

(8) 図書作成及び報告書作成

(8)-1 汚水処理施設整備構想図書の作成

(8)-2 その他関係図書の作成

(8)-3 打ち合せ記録簿の作成

(9) 計画協議

発注者との計画協議

3-3. 対象としない業務

(1)汚泥処理の基本方針・計画

(2)事業間連携の検討

3-4. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理施設整備構想図書

(イ) 汚水処理施設整備構想説明書

A 4判製本 3部

(ロ) 汚水処理施設整備構想図

白焼き 3部

(2) その他参考図書

(3) 打ち合せ議事録

(4) 電子成果品一式

連絡先

磐田市環境水道部 上下水道工事課 下水道工事グループ 大石

所在地 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地

電 話 0538-58-3287（直通）

F A X 0538-58-3271

メール jogesui-koji@city.iwata.lg.jp